

8 取引相場のない株式等の評価（類似業種比準方式の算式）

取引相場のない株式等を評価する際の類似業種比準方式について、1株当たりの利益金額（㉔の金額）がゼロを上回る場合には算式の分母を「5」とし、1株当たりの利益金額がゼロの場合には算式の分母を「3」としていたが、1株当たりの利益金額がゼロの場合であっても、算式の分母を「5」とすることとした。

また、この改正に伴い、取引相場のない株式等の評価明細書の様式及びその記載方法についても改正した。

（評基通180、189－3(1)、194－2、明細書通達＝改正）

1 従来の取扱い

取引相場のない株式等を評価する際の類似業種比準方式は、評価会社の事業内容と類似する業種目の上場会社の平均株価等を基として、次の算式により評価する方式であるが、1株当たりの利益金額（㉔の金額）がゼロの場合は、分母の「5」を「3」とすることとしていた。

$$A \times \left(\frac{\frac{\text{㉒}}{B} + \frac{\text{㉔}}{C} \times 3 + \frac{\text{㉑}}{D}}{5} \right) \times 0.7$$

「A」＝ 類似業種の株価

「㉒」＝ 評価会社の1株当たりの配当金額

「㉔」＝ 評価会社の1株当たりの利益金額

「㉑」＝ 評価会社の1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

「B」＝ 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

「C」＝ 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」＝ 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

（注）医療法人に対する出資を類似業種比準方式で評価する場合、医療法人については医療法第54条の規定により剰余金の配当が禁止されていることから、算式の分母は「4」とし、1株当たりの利益金額がゼロの場合は、算式の分母の「4」を「2」とすることとしていた。

2 改正の概要

(1) 類似業種比準方式の算式の改正

類似業種比準方式の算式の分母については、1株当たりの利益金額がゼロを上回る場合には「5」とし、1株当たりの利益金額がゼロの場合には「3」と区分していたが、一律に「5」とすることとした。

また、医療法人に対する出資を類似業種比準方式で評価する場合における算式の分母については、1株当たりの利益金額がゼロの場合には「2」としていたが、上記と同様に、一律に「4」とすることとした。

(2) 取引相場のない株式等の評価明細書の様式及びその記載方法の改正

類似業種比準方式の算式の改正に伴い、次の評価明細書における「比準割合」欄及びその記載方法について改正した。

- ・ 「第4表 類似業種比準価額等の計算明細書」
- ・ 「第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書」